

争点化避けてマニフェストには盛り込まず、でも民団の期待には必ず応える！

日本が日本でなくなるのか否かの試金石とされるのが**民主党・公明党**が執拗に実現を推進してきた「永住外国人に対する地方参政権の付与」問題です。鳩山代表の「日本列島は日本人だけのものではない」発言以降、さっぱりこの話題が聞かれなくなりましたが、以下の二つのニュースをご覧ください。

外国人の地方参政権「幹部は意思統一」 民主幹事長

民主党の岡田克也幹事長は18日、**三重県**四日市市での講演で、永住外国人への地方参政権の付与について「**小沢一郎**前代表も**鳩山由紀夫**代表も私も付与すべきだという意見だ。幹部の間では意思統一ができています」と述べた。

その上で「党として意見集約がまだできていない」と指摘し、次期衆院選の**政権公約(マニフェスト)**には盛り込まない考えを示した。(日経ネット)



東京都内の支部地方参政権獲得研修会で激励する運動本部長の鄭進中央団長、外国人参政権を要求する**民団**のデモ

民団8・30へ全力「参政権16年」の総決算

総選挙支援候補 特定進む

今年を地方参政権獲得の「勝負の年」と位置づける**民団**は、運動の第1段階として今月18日までに48地方本部すべてで幹部研修を終え、8月30日投票の総選挙に総力で臨む態勢を整える。

研修を済ませた地方本部は順次、支援候補者を特定し、支援策を具体化する第2段階に入った。参政権推進派議員を一人でも多く国会に送り込もうとする運動が、機関決定に基づいて全国的に展開されるのは初めて。幹部たちは緊張のなかにも、「苦節16年の総決算」と奮い立っている。

全本部で研修 意思統一

地方本部の幹部研修は例年、前期と後期に分けて実施されるが、今年度は前倒しをする本部が相次いだ。全本部が7月中旬までに完了するのはきわめて異例なこと(中略)。

幹部研修は5月14日、山梨からスタートを切った。7月12日までに44本部が終了、16日、18日の2日間で最後の4本部が実施する。各本部とも例年を上回る参加者を数え、佐賀では本部始まって以来という60余人が席を埋めた。12日現在で研修に参加した幹部は約1800人。

各地の研修会では、立候補予定者と本部・支部の幹部や同胞有力者との交流会を講義に先立って開催した。一部に例外があったものの、交流会に参加して**民団**との強固な連携を確認した立候補予定者(秘書・党本部関係者一部含む)は、12日現在で220人を超えた(後略)。

// //

民主党は堂々と争点化して民意を問え！

日経の岡田発言は以前に産経が伝えた鳩山発言と全く同じです。[民主党](#)幹部は外国人参政権成立で意思統一は出来ているが、保守派との意見集約が出来ていないので、次期総選挙のマニフェストには盛り込まない、と言うことは政権とっても「やらない」という意味ではありません。

[民団](#)のニュースを見れば判るように、220人を超える参政権推進派の議員に1800人の民団幹部が研修を終え、苦節16年の総決算とすべく全力で支援するというですから、岡田発言など意に介していないことは明らかです。

つまり、「[マニフェスト](#)には盛り込まない」が、政権を取ったら意見集約が出来たので(出来なくてもやる)法案成立に全力上げると読むべきです。もう一つの選択肢は、[公明党](#)が提出した法案に民主が相乗りして成立させてしまうという方法です。



どうしてもエントリー内容が硬くなってしまうのでたまには柔らかい画像を。18日夜に出席したパーティーのステージから。同じ外国人でもこういうのは歓迎なんです(普段は自由が丘のレストランでステージに立っているそうです)

早い話が[民主党](#)や国民の保守層の抵抗をかわすために選挙が終わるまでは「黙りを決め込む」という非常に卑怯な戦法をとろうとしています。

この私の予想が違って、[民主党](#)は本気でやらないというなら、[民団](#)が激しい抵抗をして議員の支援など放棄するでしょう。情けないのはほとんどのマスコミがこれほど重要な法案についての報道をしないことで[民主党](#)政権実現を後押ししていることです。

本当に矛盾していると思うのは、普段は「[憲法](#)を護れ」と声高に叫ぶ[護憲派](#)・左翼が「[憲法](#)違反が確定している外国人参政権」の実現に異常に熱心なことです。しかも[民主党](#)議員は勉強不足も甚だしいのです。

先日、「外国人参政権に反対する市民の会」の村田春樹さんに新浦和抗議活動の際に聞いた話ですが、あの[前原誠司](#)副代表は外国人参政権が[最高裁判所](#)で[憲法](#)違反と判決が出されていた事実を村田氏に聞くまで知らなかったそうです。彼は推進派です。私はこれを聞いて本当にビックリしてしまいました。

情けないですね～、副代表ですらこの程度ですよ。外国人参政権は認めても良いのではないか、という議員はまず「[外国人参政権に反対する市民の会](#)」のホームページで見て徹底的に勉強しろと言いたいです。

- 置きピラ、ポスティング用のチラシの集積場です。是非、ご活用下さい。
- 大量(例えば500部以上)に作成される場合はコピーよりもネットの激安印刷を利用される方が格安です。作りたいチラシがPDFファイルになっている場合は、それをそのまま印刷所に転送すれば入校が終わりますのでご検討ください。

- 「[手作りチラシ集積サイト](#)」
- 「[09年総選挙に向けたチラシ・ツール集積場](#)」
- [テキサス親父が喝！日本の誇りと愛国心 Japanese pride and patriotism](#)

- 民主党に一回、やらせてみようか。
- 【2009年6月30日】鳩山由紀夫記者会見【政治献金問題】
- 注目です！【そしてわが歌】今こそ安倍新党を！
- すべての日本人に告ぐ！？(民主党の正体)

戦後の自虐史観に基づく歴史教育を受けた日本人必見の名画！

- 凧として愛(1/3)
- 凧として愛(2/3)
- 凧として愛(3/3)

● 在日コリアン達の本格的な日本侵略がはじまっていることに気づいて下さい (ねえ、知ってたあ！)

カテゴリ: 政治も フォルダ: 指定なし   

コメント(17)

タグ: 外国人参政権 マニフェスト 岡田幹事長 鳩山代表 民団 参政権16年の総決算 「外国人参政権に反対する市民の会」 前原副代表

コメント(17)

コメントを書く場合はログインしてください。



Commented by **花うさぎさん**

2009/07/20 10:37

・お知らせ

エントリーで紹介している「凧として愛」の映画ですが、数日前から解説が支那語？に改ざんされています。それほど左翼や支那中共にとっては都合の悪い、本当の映画です。

まだご覧になっていない方、是非、ご覧下さい(--)。この映像の描写こそ真実です。



Commented by **AWさん**

2009/07/20 10:51

公約から削除したから実行しない訳が無い。

参院選の公約のバラマキの7割ははじめから実行するつもりがない、出鱈目公約だったことは「[小沢一郎代表](#)」がどうとTVのインタビューで語っています。

[民主党](#)にとって公約なんて膏藥、選挙に勝てさえすればよいだけの道具にしか過ぎません。

[民主党](#)を支援できる日本人は、無知、愚か者、偽日本人、犯罪者のどれかです。ヤクザに支援される政党、それが民主党です。



Commented by **usaginomimiさん**

2009/07/20 11:15

こんにちは。

私がお気に入り登録しているサイトさまで、「[公職選挙法違反?](#)」という第名のエントリーがあり、[民団](#)(在日韓国入団体)が[民主党](#)が選挙に勝つためにこのような応援をします、という計画があることを紹介されていました。

ブログ主さんは、外国人組織が総選挙の選挙運動に参加することに対し、137条の3(選挙権及び被選挙権を有しないものの[選挙運動の禁止](#))に触れているのではないかと尋ねたいのかなと思うのですが、花うさぎさまは法に触れていると思われませんか？

↓

「総選挙へ民団の動き急 奮起一番打つ手は多彩」

http://www.mindan.org/shinbun/news_view.php?page=8&category=2&newsid=11551

あと、楽天が、21日から？だったかな、[楽天カード](#)を持っている人は政治資金を政治家にカードで払えるサービスを開始するみたいですが、心配です。

だって、[民主党](#)・鳩山氏は、誰からもらったかわからない個人献金が億円単位であるのでしょうか？

カードなんて、外国人でも作れちゃいますよね。このシステム、どうなっているのか…。
トラバいただいて帰ります。お邪魔しました。

2009/07/20 14:41



Commented by **その蛸さん**

日本のメディアは日本人だけの物では無いですからねえ。

カネさえ貰えば、何でもやるんでしょう。

そこを忘れると、痛い目に遭うと思います。と言うか、既にあってますよね…。



Commented by **花うさぎさん**

To AWさん こんにちは。

> 出鱈目公約だったことは「[小沢一郎代表](#)」がどうとTVのインタビューで語っています。

あれっ、このTVの出所は判りますか？。

> [民主党](#)にとって公約なんて膏藥、選挙に勝てさえすればよいだけの道具にしか過ぎません。

国民もなめられたものです。

> [民主党](#)を支援できる日本人は、無知、愚か者、偽日本人、犯罪者のどれかです。ヤクザに支援される政党、それが民主党です。

はい、それは事実です(^ ^;)。

2009/07/20 20:46



Commented by **花うさぎさん**

To usaginomimiさん こんにちは。

> 137条の3(選挙権及び被選挙権を有しないものの[選挙運動の禁止](#))に触れているのではないかと言いたいのかなと思うのですが、

私もそうではないかと思うのですが、法律的な知識不足で断言できません。勉強します。

> カードなんて、外国人でも作れちゃいますよね。このシステム、どうなっているのか…。

う～ん、これも新しい問題ですね。ありがとうございました。

2009/07/20 20:50



Commented by **花うさぎさん**

To その蛸さん こんにちは。

> 日本のメディアは日本人だけの物では無いですからねえ。

なるほど。そのものズバリですね(^ ^;)。

> カネさえ貰えば、何でもやるんでしょう。

情けない存在に成り下がったものです、本当に。

> 痛い目に遭うと思います。と言うか、既にあってますよね…。

はい。その国益の損失は数百兆円、なおかつお金には換算できない日本の名誉、プライド、誇りの毀損は天文学的数字になるでしょう。このまま放ってはいけません。

2009/07/20 21:07



Commented by **犬さん**

在日外国人参政権は[韓国側](#)が内政干渉と批判を逸らす為の道具にしかならないと思います！私は人糞日の丸やハーケンクロイツの日の丸、反日上等などバカな在日[韓国人](#)が多すぎるから反対なのです！それと[韓国人](#)だけでも先に認めて欲しいと言ってることと本国韓国の現在の国情に照らすと何とか日本を利用して新技術や部品素材の技術と金を手に入れもう一度飛躍したい考える可能性が大だからです！

2009/07/22 05:54



Commented by **花うさぎさん**

2009/07/22 07:34

To 犬さん おはようございます。

>私は人糞日の丸やハーケンクロイツの日の丸、反日上等などバカな在日韓国人が多すぎるから反対なのです！

バカな在日はその通りですが、日本の象徴である日章旗をこれほど貶めてしかもなお参政権よこせという無茶苦茶な思考回路が理解できません。

彼らはアメリカの星条旗を踏みつけて「アメリカの参政権よこせ」というと思いますか？。しないでしょ、それだけ日本は舐められているのです。

>一度飛躍したい考える可能性が大だからです！

人の物真似は当然と思っているうちは駄目でしょうね。



Commented by **kuroidensyaさん**

2009/07/22 23:28

>憲法違反が確定している外国人参政権

確定していませんよ。

確定しているのは

「日本国民には生まれ持って、参政権がある」ということだけ。

外国人の参政権に関しては、憲法上記述がないのでロジックとしては、こうなる。

外国人が、参政権を認めると言ってきたら

「あなたは日本人ではない。だから、憲法上、あなたに参政権は認められない。

ただし、国会が「参政権を与える」と決めたら、それを排除できる記述は憲法にはない。

参政権を認めてほしかったら、まず国会に言ってください。

だからこそ、与党である公明党が議員立法で、外国人地方参政権について提出できるわけだ。

もし、明白に、憲法違反なら、出来るわけがないw



Commented by **花うさぎさん**

2009/07/23 05:37

To kuroidensyaさん おはようございます。

>確定していませんよ。

チャンネル桜:外国人参政権付与の問題点1-3

http://www.youtube.com/watch?v=-mRNLVlSeAs&eurl=http%3A%2F%2Fblogs%2Eyahoo%2Eco%2Ejp%2Finosisi650%2F27292237%2Ehtml&feature=player_embedded

これを見て勉強して下さい。何故本来ならなくても良い傍論をつけたのか、裁判長の思想まで解説しています。



Commented by **kuroidensyaさん**

2009/07/23 22:31

To 花うさぎさん

>これを見て勉強して下さい。何故本来ならなくても良い傍論をつけたのか、裁判長の思想まで解説しています。

勘違いしている人が多いからでしょう。

憲法判断を求められても困る。国会で決めるべき問題です。

ということを書いたかったわけですよ。

まあ、今どき、外国人地方参政権を憲法違反だなんていうのは自衛隊を憲法違反だ。というのと同じです。

自民党だって、確か自自公の時に、外国人参政権導入をすすめる合意をしたでしょ？

憲法違反なら、あり得ないですよ。

もちろん、それと、外国人の地方参政権を認めた方がいいかどうかは別の話ですよ。

2009/07/23 23:30

それを話し合うために、国会があるのです。



Commented by **花うさぎ** さん

To **kuroidensya**さん

2009/07/24 23:23

平成7年2月28日、[最高裁](#)判決(地方参政権について)

定住外国人の地方参政権が問題となった事件で、[最高裁判所](#)は1995年(平成7年)2月28日付けの判決[25]において、「公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」「[憲法](#)93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない」として、地方参政権を求めた原告の訴えを棄却した。

つまり在日が「俺たちにも参政権よこさないのはおかしい」と、一審からはじめて最高裁まで争ったわけです。その結果が「おかしくないよ、参政権は日本国民に与えられたもので、在日に与えられないのは当然、却下ね」という結果だったのですよ。

日本では[最高裁](#)の判決が出たら確定と見なされるでしょう。

>[憲法](#)判断を求められても困る。国会で決めるべき問題です。

>ということを書いたかったわけですよ。

どうしたらそんな解釈が出来るのですか？。上記の判決文見て貴方のコメントとどう繋がりますか？。



Commented by **kuroidensya** さん

>参政権は日本国民に与えられたもので、在日に与えられないのは当然、却下ね」という結果だったのですよ。

そのとおりですよ。それが主文ですよ。

「あなたの訴えを却下します」。

それを言うのが主文です。

で、傍論で

外国人に地方参政権を与えるかどうかは、地方公共団体や国会が決めることだ。となっているはずですよ。

ようは、この主文と傍論は繋がっているんです。

主文の根拠は、[憲法](#)から([憲法](#)判断だから当たり前ですね)。

「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」

在日は、日本国民ではないので、この権利を持っていません。

ですから、主文により、却下されます。

ただし、[憲法](#)には、外国人には参政権を与えてはいけません。とは書いてありません。

ですから、傍論で、

「法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、[憲法](#)上禁止されているものではないと解するのが相当である。」となります。

外国人に参政権を与えるか、与えないかなんて、[憲法](#)には記載されていないよ。とね。

>どうしたらそんな解釈が出来るのですか？。上記の判決文見て貴方のコメントとどう繋がりますか？。

外国人に、参政権を与えてはいけません。なんて、[憲法](#)のどこを読めば書いてありますか？書いていないのであれば、あとは、国会なり、地方公共団体が判断するしかないじゃないですか。



Commented by **花うさぎ** さん
To kuroidensyaさん

2009/07/25 02:37
2009/07/25 23:14

>で、傍論で

>外国人に地方参政権を与えるかどうかは、地方公共団体や国会が決めることだ。
>となっているはずですよ。

そうくると思っていました。貴方の主張は在日とそれを支援する左翼の拠り所と全く同じです。

主文は法的拘束力がありますが、傍論にはそれが全くありません。いわば裁判長の個人的な意見です。本来なら裁判官として余計な個人的見解など入れる筋合いのものではないのです。

主文を無視して、その「入れる筋合いのものではない」法的拘束力を持たない「個人的見解を唯一の拠り所」に主張を展開するのは、おかしいと思いませんか。

主文と傍論、どちらが重みがあるかといえば100%対0%です。貴方にお聞きしたいが、在日はこんな事をしてます。

<http://hanausagi.iza.ne.jp/blog/entry/1086050/>

それでも参政権を与えるべきだともいうのですか？。



Commented by **kuroidensya** さん

2009/07/26 16:07

>主文は法的拘束力がありますが、傍論にはそれが全くありません。いわば裁判長

法的拘束力があるのは、その裁判に対してのみですよ。

「あなたには、参政権はありません」という部分。

>いわば裁判長の個人的な意見です。本来なら裁判官として余計な個人的見解など入れる筋合いのものではないのです。

いや、個人的な見解ではないですよ。

外国人の参政権を禁止する文章が、[憲法](#)にはないですよ。

と当たり前のことを記述しているだけです。

あなたも、見つけられませんか？

で、[憲法](#)に書いていないことは、法律で決めるしかありませんよ。もちろん、決めないまま、今のままでもいいですよ。

というだけで、法律的にはなんの問題もない。

だから、法曹関係試験の参考書には、「外国人地方参政権は、[憲法](#)違反ではない」と記述されるわけです。

ただのアホな裁判官が、むちゃくちゃなことを傍論に書いただけでは、そんな状況にはなりません。

>「個人的見解を唯一の拠り所」に主張を展開するのは、おかしいと思いませんか

法律論を基にした、法曹界に認められる、裁判官の意見です。

>主文と傍論、どちらが重みがあるかといえば100%対0%です。

この裁判の場合、主文と傍論は、矛盾していません。主文を言うためには、傍論の共通理解が必要です。つまり、[憲法](#)には外国人参政権について、全く書かれていない。という部分ですね。

書かれていないから、[憲法](#)判断としては、外国人に参政権を認められないよ。というのが主文です。

書かれていないから、もしそこをはっきりしたいのなら、法律で決めてもらうしかありませんよ。というのが傍論です。

>それでも参政権を与えるべきだともいうのですか？。